

## ・ 徳島県ハング・パラグライディング連盟規約

### ・・第1条（名称）

本連盟は、徳島県ハング・パラグライディング連盟と称する。

### ・・第2条（所在地）

本連盟の所在地は、理事長宅に置く。

### ・・第3条（代表機関）

本連盟は、徳島県におけるハンググライディングおよびパラグライディングに関する全ての統括意思の代表機関とする。

### ・・第4条（目的）

本連盟は、徳島県内のハングおよびパラグライダーフライヤーならびにハングおよびパラグライディング関係者の意志を統括代表し、JHFの指導の下に徳島県内においての活動の推進と円滑化を計ると共に、各種基準ならびに諸制度の制定および勧告を行い、徳島県のハングおよびパラグライディングの健全な発展と普及を図ることを目的とする。

### ・・第5条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 徳島県内のハング・パラグライディングの普及および振興。
2. 徳島県内のフライトエリア管理指導および諸規定の制定。
3. 徳島県内のハング・パラグライディングに関する各種催事の主催、共催および後援。
4. 徳島県行政当局との連絡、調整。
5. 本連盟の代表者をJHFの正会員として派遣する。

6. J H F 事業への協力。
7. その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

## ・第6条（会員資格）

本連盟は、本連盟の目的に賛同する者をもって、組織する。'

1. 本連盟の会員はJ H F フライヤー登録が有効なもののうち、徳島県在住または、会費を納めたものとする。'
2. 組織会員は、本連盟が認めた徳島県内で活動するハング、パラグライダー等に関する組織。
3. 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、事業を援助する個人または団体。

## ・第7条（入会）

本連盟に入会しようとする者は、必要な書類とともに入会申し込み書を本連盟の理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

## ・第8条（会費）

個人会員、組織会員は別に定めるところにより、入会金および会費を納入しなければならない。納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

## ・第9条（資格の喪失）

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 個人会員は、死亡もしくは失踪宣言を受けたとき。
3. 禁治産もしくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき。
4. 除名されたとき。
5. 組織会員は組織が解体もしくは機能しなくなったとき。

## ・・第10条（退会）

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを理事長に提出しなければならない。

## ・・第11条（除名）

会員が次の各号の1つに該当するときは、理事会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

1. 本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に違反する行為があったとき。
2. 本連盟の会員としての義務に違反したとき。
3. 会費を1年以上滞納したとき。

## ・・第12条（役員）

本連盟は、下記の役員を置く。

1. 理事5名～10名（うち、理事長1名、副理事長2名）
2. 監事2名

## ・・第13条（役員を選任）

理事及び監事は、個人会員の中から総会において選出し、理事は、互選で、理事長、副理事長を定める。理事、監事は、相互に兼ねることはできない。

## ・・第14条（役員の職務）

役員職務は、次の通りとする。

1. 理事長は、徳島県ハング・パラグライディング連盟を代表し総括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の不在のときは代行する。
3. 理事は、本連盟の運営上必要な業務を処理する。

4. 監事は、この会務を監査する。
  - 4-1. この会の資産状況を監査する。
  - 4-2. 役員の会務執行の状況を監査する。
  - 4-3. 財産の状況、また会務の執行につき、不在の事業を発見したときは、これを理事会及び総会に報告する。
  - 4-4. 前号の報告をなすために必要があるときは、理事会または総会を招集する。

#### ・・第15条（役員の任期）

役員任期は2ヶ年とするただし、再任は妨げない。

#### ・・第16条（役員欠員）

理事役員が任期中に欠員を生じた時は、理事会がこれを補充する。監事の任期中に欠員が生じた時は、総会により選出する。但し、役員任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

#### ・・第17条（役員解任）

役員に、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときには、総会の決議により解任することができる。

#### ・・第18条（理事会）

1. 理事会は理事長、副理事長、理事をもって構成し、総会の議決にもとずき、日常の会務を執行する。
2. 理事会は必要に応じて理事長が招集する。

#### ・・第19条（総会の構成）

総会は、個人会員と組織会員（代表者1名）で構成する。

## ・・第20条（総会の召集）

通常総会は毎年、理事長が召集する。臨時総会は理事会が必要と認めたとき、また、個人会員の3分の1以上の要請があった時は理事長が召集する。

## ・・第21条（議決）

前条の議決は、出席者の3分の2以上の同意により決定するものとする。但し、出席できない会員は、会議の決議に賛同したものとみなす。

## ・・第22条（議事録）

会議には、議事録を作成し議長と出席者の代表2名以上の署名捺印の上、これを保存する。

## ・・第23条（通知）

総会の議事要項および決議事項は、個人会員、組織会員に通知する。

## ・・第24条（資産の構成）

本連盟の資産は、次にあげるものをもってこれに当てる。

1. 会費
2. 事業収入
3. 寄付金
4. 助成金
5. 資産から生じる収入
6. その他の収入

## ・・第25条（予算）

本連盟の予算は理事会の承認をえて総会に上程、承認を受ける。

## ..第26条 (決算)

本連盟の決算は、総会において承認を受ける。

## ..第27条 (会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## ..第28条 (委員会)

1. 本連盟の事業の遂行に必要な専門事項を処理するために、委員会を置くことができる。
2. 委員会の組織、運営については、理事会で定める。

## ..第29条 (規約運用)

本連盟の規約運用に関し、必要な規定は、理事会において別途定めることができる。

## ..第30条 (規約の改正)

本連盟の規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## ..第31条 (規約の施行)

本連盟の規約は、1999年4月1日より施行する。

## ..履歴

2010年4月改定 (会費に関する変更)

・【規約運用に関する規定】

・・1. 会費（第8条より）

1.1.個人会員の連盟費は、JHFの個人補助金と同額とする。なお、JHFの登録者の補助金を会費に充当する。県外在住などで、JHFの補助金が本連盟に交付されないものは、別途会費を納めるものとする。'

1.2.組織会員の連盟費は、年間3000円とする。

1.3.入会金は当分の間、無し。

・・2. 組織（第6条の2項より）

2.1.承認を受けようとする組織は規約、活動実績、構成員の書類を理事長に提出し、理事会の承認を受けること。

2.2.組織会員は、所属する個人会員に対し、本連盟からの通知、連絡等を伝達配布すること。

2.3.賛助会員（第6条の三項より）

2.3.1.賛助会員は委員会に参加、発言は出来るが、議決権はない。

・・4. 設立年月日

本連盟は1993年11月27日の総会において設立された。

・・5. 理事長、所在地（第2条補足）

2003年 〒770-8055 徳島県徳島市山城町東浜傍示39 椋本宅